

募 金 要 項

1. 用 途

学生支援基金開設及び記念事業実施に使用します。

2. 募金期間

平成23年10月～平成24年8月

3. 募金種別

・個人寄附／1口 2,000円 ・法人寄附／1口 10,000円

（できるだけ複数口お願いします。口数単位や金額の多寡にかかわらず、ありがたくお受けします。）

4. 募金の対象

- ◎本事業の趣旨に賛同する個人並びに法人等で次に該当する方
 - ・函館工業高等専門学校の卒業生・専攻科の修了生
 - ・函館工業高等専門学校の教職員・旧教職員（退職者を含む）
 - ・函館工業高等専門学校育成会・会員 ・函館高専地域連携協力会・会員
 - ・篤志家および法人等（企業・団体等）

5. 申込及び振込方法

同封の寄附申込書に必要事項を記載のうえ、同封の封書で郵送していただくか、FAXにて送信していただくとともに、金融機関から下記の口座にお振り込み下さい。

なお、同封しています専用の振込用紙を利用のうえ、ゆうちょ銀行若しくは北洋銀行本支店からお振り込みいただくと、振込手数料は不要（学校負担）となります。

下記以外の銀行等からの振り込みについては、当該銀行等の振込用紙で行っていただくとともに、大変恐縮ですが振込手数料もご負担いただくこととなります。

- ◎銀行口座／北洋銀行湯川支店 普通口座
口座名義／函館工業高等専門学校 出納命令役
口座番号／3469435

- ◎郵便口座／ゆうちょ銀行（振替専用口座）
口座名義／函館工業高等専門学校
口座番号／0069054

6. 寄附に対する税制上の優遇措置

◎所得税／所得税法上の寄付金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）及び法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金（法人税法第37条第4項第2号）として財務大臣から指定されております。

したがって、寄附金については次のような優遇措置が講じられます。

《個人寄附》2千円を超える部分について当該年所得の40%を限度に当該年の所得から控除

《法人寄附》全額損金算入

《個人住民税》都道府県、市町村の条例で本校が寄附金控除の対象とされている場合、所得税の寄附金控除に加えて、次のとおり住民税の控除が受けられます。

- ◆都道府県民税＝（控除対象寄附金の合計額－5,000円）×4%
- ◆市区町村民税＝（控除対象寄附金の合計額－5,000円）×6%

ただし、控除対象寄附金の合計額が総所得金額の30%を上回る場合は、総所得金額の30%が限度となります。

7. 寄附金に関するお問い合わせ先

〒042-8501 函館市戸倉町14番1号 函館工業高等専門学校総務課経理係
TEL.0138-59-6322 FAX.0138-59-6310

《個人情報の取扱について》

ご寄附により取得しました個人情報につきましては、創立50周年記念事業に使用させていただきます。
本校の規則に基づき厳正に管理します。